

一般社団法人 日本食鳥協会支部規程

施行 昭和 50 年 11 月 5 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 2 月 1 日

第 1 章 総 則

(支部の設置)

第 1 条 一般社団法人日本食鳥協会は、東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、九州支部の 5 支部を置く。

(目的)

第 2 条 支部は、定款第 3 条の目的達成に資するほか、会員相互の親睦及び本部との緊密な連携を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 支部は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行うことができる。

第 2 章 支部会員

(支部会員)

第 4 条 支部の正会員及び賛助会員は、原則として別表に定めるこの支部の区域内に住所又は事業所を有する者とする。

(支部会費)

第 5 条 支部の正会員及び賛助会員は、支部総会で定める所定の会費を納入しなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の設定及び選任)

第 6 条 支部に役員として理事 10 名以内及び監事 2 名以内を置く。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 役員は、支部総会において選任する。

4 理事のうちから支部長 1 名、副支部長 2 名以内を互選する。

5 支部長については、定款 54 条第 2 項の手続きを経なければならない。

(役員の仕事)

第 7 条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括し支部の課題を整理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、支部の会務執行に関し審議する。

4 監事は、支部の会計及び業務の執行を監査し、支部総会及び理事会において意見を述べるができる。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、任期中でも、支部総会の議決を経て解任することができる。

(役員報酬)

第 9 条 役員報酬は無報酬とする。

(顧問)

第10条 支部に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て支部長が委嘱する。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ、理事会、支部総会で意見をのべることができる。

第4章 支部総会等

(支部総会)

第11条 支部定時総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催しなければならない。

2 支部臨時総会は、必要なときに開催することができる。

(招集)

第12条 支部総会は、支部長が開会の日から7日前までにその会議の目的である事項、日時及び場所を支部会員に書面をもって招集するものとする。

(議長)

第13条 支部総会は、支部長がその議長に当たる。

(権限)

第14条 次の事項は、支部総会の決議を経るものとする。

(1)理事及び監事の選任又は解任

(2)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(3)その他支部総会で決議するものとして法令またはこの支部規程で定められた事項

2 前号第2号については、本部総会の決議を経なければならない。

(決議)

第15条 支部総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、出席者の過半数の同意があるときは、この限りではない。

(議決権)

第16条 支部会員の議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 支部の正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議長の決議)

第17条 支部総会は、支部会員の過半数の出席をもって成立する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議長)

第18条 理事会は、必要に応じて支部長が召集し、その議長となる。

(理事会の権限)

第19条 次の事項は、理事会において審議し又は決定する。

(1)支部総会に付議する事項

(2)本部会長の諮問に関する事項

(3)事業報告

(4)事業報告の附属明細書

(5)貸借対照表

(6)正味財産増減計算書

(7)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(8)その他必要と認められた事項

2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号、第5号及び第6号の書類については支部定時総会に提出し、第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

第5章 支部部会等

(支部部会)

第20条 支部に支部部会として、次の部会を置くことができる。

- (1) 小売部会 定款第6条第1項第1号に規定する正会員
 - (2) 荷受部会 定款第6条第1項第2号に規定する正会員
 - (3) 生産加工部会 定款第6条第1項第3号に規定する正会員
 - (4) 種鶏ふ卵部会 定款第6条第1項第4号に規定する正会員
 - (5) インテグレーター部会 定款第12条第1項に規定する賛助会員のうち、
商社、農協団体、飼料メーカー、原種鶏業者及び支部長が必要と認める者
- 2 正会員は、支部長に申出ることにより、複数の部会に所属することができる。
 - 3 部会の中に分科会を置くことができる。

(支部部会の権限)

第21条 支部部会は、定款第51条に定める次の事項について審議し、課題を整理する。

- (1) 小売部会 鶏肉の店頭販売、業務用小売及び消費拡大等に関する事項
- (2) 荷受部会 食鳥の集荷及び卸売の取引等に関する事項
- (3) 生産加工部会 食鳥の生産、加工処理又は出荷等に関する事項
- (4) 種鶏ふ卵部会 食鳥の素ひなの生産等に関する事項
- (5) インテグレーター部会 食鳥産業全般に関する事項
- (6) 部会共通の運営、経営及び福祉に関する事項
- (7) 支部長の諮問又は理事会から付託された事項
- (8) その他部会に関連し、必要と認めた事項

(支部事務局)

第22条 支部活動の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置くことができる。

ただし、職員の任免については、本部長の決済を得るものとする。

第6章 資 産

(資産)

第23条 支部の資産は、次に掲げるものからなる。

- (1) 支部会費
- (2) 本部からの助成金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(資産管理)

第24条 資産は、支部長が管理する。

(事業年度)

第25条 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 補 則

(各支部規定)

第26条 支部長は、この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て

別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

東北支部の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東支部の区域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県
中部支部の区域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西支部の区域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支部の区域	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
本部に属する区域	沖縄県